

個人情報保護法改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直し等の対応について

1 事業の概要

地方自治体等（全国で約2,000自治体）の個人情報の取扱いについては、個人情報保護法が適用となる国の行政機関や民間事業者に先行する形で、各地方自治体等がそれぞれ地域の実情に応じた独自の個人情報保護条例をそれぞれ制定してこれまで運用してきたが、令和3年5月19日付けで改正個人情報保護法（以下「新法」という。）が公布され、地方自治体等も新法の対象となり、全国共通ルールでの個人情報の取扱いが適用されることとなった。

このため、本市においても、現行の広島市個人情報保護条例を廃止し、新法に適応した条例（以下「施行条例」という。）及び規則等を新たに制定するなど個人情報保護制度等の見直しと、それに伴う情報公開制度との整合性を図る必要が生じた。

新法は令和5年春（4月頃）に施行される予定のため、遅くとも令和5年2月、3月議会までには本市施行条例を制定し、議会の議決、承認を得ておく必要がある。

2 変更点等

新法では、個人情報の保護とデータの利活用の両立を図るという考え方の下、個人情報の定義等が変更されるほか、新たに匿名加工情報等の制度も設けられる。

(1) 変更のあるもの

- ① 実施機関……………市の現行条例の実施機関から議会が除かれる。
（教育委員会は含まれる。）
- ② 死者に関する情報……死者に関する情報は個人情報に含まれない。
（市の現行条例には含まれている。）
- ③ 要配慮個人情報……………要配慮個人情報（人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪経歴、犯罪により被害を被った事実等のセンシティブ情報）の収集制限の規定がない。

(2) 新たに導入される制度

- ① 行政機関等匿名……………行政の所有するデータを分析し、企画・開発、マーケティングなどに活用しようとする民間事業者に対し、提案募集・審査を経た後に、特定の個人が識別されないよう加工した情報（ビッグデータ等）を提供する新たな制度が導入される。
- ② 個人情報ファイル……………行政の所有する個人情報ファイル（事務の目的を達成するために特定簿作成・公表制度 ……の個人情報を検索することができるデータや台帳等）の名称、記録項目等を記載した帳簿の作成・公表が新たに義務づけられる。ただし、対象者数が1,000人に満たない場合は作成不要。

3 検討事項

地方自治体は保有個人情報の開示の手続等について、施行条例で定めることが可能とされており、各制度や変更点ごとに施行条例制定の要否を検討する必要がある。

(1) 施行条例で定める必要がある事項

- ① 手数料の額
- ② 行政機関等匿名加工情報の手数料の額

(2) 必要に応じて施行条例で定めることが考えられる事項

- ① 条例要配慮個人情報の規定
- ② 開示情報・不開示情報の特例規定

(3) 施行条例に定めることが妨げられない事項

- ① 対象者の数が1,000人未満の個人情報ファイル簿の作成
- ② 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続きに関する特例規定
- ③ 審査会等への諮問の規定

4 審査会への諮問

広島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、本市の個人情報の保護に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて調査し、又は審議するとともに、意見を述べることができるとされている（広島市情報公開・個人情報保護審査会条例（以下「審査会条例」という。）第3条第2項）。

この審査会条例の規定に基づき令和4年4月7日付けで市長から審査会に、個人情報保護法の改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直し等の対応について諮問されたことから、同年4月11日開催の審査会（全体会）において、6名の委員で構成する「専門部会」を新たに設置し、この部会の中で今後、集中的に審議していくことを決定したところである。

5 庁内への周知及び関係課との調整

今後、全庁に個人情報保護法の改正について周知するとともに、関係課に対し照会及び必要に応じて調整を行い、各所属が必要な準備を行うようにする。

6 今後のスケジュールについて（予定）

	令和3年度	令和4年度				令和5年度
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月
公文書館の作業		庁内への周知、照会、調整 改正内容の取りまとめ、条例案の作成			議会説明、議決 条例の周知・マニュアル作成等	● 改正法施行
各課の作業		照会への対応、調整			個人情報ファイル簿の作成等	
審査会の作業等	● 諮問	● 全体会開催 (諮問の説明・ 専門部会設置)	● 中間報告	● 答申		
		● ● ● ● ● ● ● ● 専門部会開催(8回)				